

【訪問介護・重要事項説明書】

< 令和8年6月1日 現在 >

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5311-0791（午前9時～午後18時まで）

担当 矢嶋 言成

* ご不明な点は、お気軽におたずねください。

2. ビーステップ井草の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ビーステップ井草		
所在地	東京都杉並区井草5-10-22		
介護保険指定番号 ・その他のサービス	訪問介護 ・介護予防訪問介護	(東京都 1371505262号) (東京都 1371505262号)	
サービスを提供する 地域 *	杉並区 練馬区 中野区		

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名		事業所管理業務	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	3名		サービス提供業務	3名
	実務者研修終了	0名			
従事者	介護福祉士	0名	5名	指定訪問介護等の提供	5名
	実務者研修終了(1級修了者)	0名	1名		1名
	初任者研修(2級修了者)	1名	1名		2名

(3) サービスの提供時間帯

営業日	月曜日～土曜日(休日:日曜日 12月30日～1月3日)
営業時間	9:00～18:00 (時間外はご相談ください)

3. サービス内容

(1) 身体介護

入浴介助・・・入浴の介助または、入浴が困難な方は身体を拭く(清拭)などをします。
排泄介助・・・排泄の介助、おむつ交換を行います。
食事介助・・・食事の介助を行います。
体位交換・・・体位の交換をします。

(2) 生活援助

調理・・・ご利用者様のお食事の準備をします。
洗濯・・・ご利用者様の衣類等の洗濯をします。
掃除・・・ご利用者様の居室の掃除をします。
買い物・・・ご利用者様の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。

(3) その他のサービス

介護相談等介護保険や日常の介護での悩みを専門家が支援します。

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護保険負担割合証に応じた額が自己負担分となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【料金表－基本料金・昼間－】

	30分未満	30分 ～ 1時間	1時間 ～1時間30分	1時間30分以上 (30分増すごとに)
身体介護	2,781円	4,411円	6,463円	934円
	20分 ～45分未満	45分 ～		
生活援助	2,040円	2,508円		

【料金表－加算料金－】

訪問介護初回加算	2,280円	初回のみ
緊急時訪問介護加算	1,140円	1回につき
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	26.6 %	ご利用料合計の26.6%加算

- * 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。
- * 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- * やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問介護員がおたずねするための交通費実費が必要な場合があります。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 電話 03-5311-0791)

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の24時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の30%

(4) その他

① お客さまの住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客さまのご負担になります。

② 料金のお支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので27日までに、ご指定の預金口座から引き落としにてお支払いください。入金確認後、領収証を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、訪問介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当社の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

当社の訪問介護員等は利用者の心身の状況その置かれている環境等に応じて、利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立ってサービスを提供します。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出ください
男性ヘルパーの有無	○	ご希望に添えない場合もございます
従業員への研修の実施	○	年2回 総合研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	各種マニュアル完備
その他		

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

8. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市区町村、利用者の家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

9. サービス内容に関する苦情

- (1) 当社お客さま相談・苦情担当

担当 矢嶋 言成

電話 03-5311-0791

- (2) その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村所管課 東京都杉並区介護保険課

電話:03-3312-2111

東京都練馬区介護保険課

電話:03-3993-1111(代)

東京都中野区介護保険課

電話:03-3228-5629

国民健康保険団体連合会 相談・苦情窓口

電話:03-6238-0177

10. 当社の概要

名称・法人種別 : 株式会社ビーステップ

代表者役職・氏名 : 代表取締役 矢嶋 明

本社所在地・電話番号 : 東京都練馬区大泉学園2-23-65 電話 03-6336-6249

定款の目的に定めた事業

- 1、居宅介護支援事業
- 2、訪問介護事業
- 3、通所介護事業

営業所数等	介護予防訪問介護	1ヵ所
	訪問介護	1ヵ所
	居宅介護支援	1ヵ所
	通所介護支援	4ヵ所

11. 虐待の防止のための措置に関する事項

本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 施設(事業所)における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 2 施設(事業所)における虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 施設(事業所)において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施する。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5 前一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

12. 業務継続計画の策定等

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。